

令和5年度「地域づくり表彰」 推薦書 提出要領

令和5年3月14日
「地域づくり表彰」事務局

国土交通省、全国地域づくり推進協議会、国土計画協会、日本政策投資銀行は、創意と工夫ある地域づくりの促進を目的に、昭和59(1984)年より「地域づくり表彰」を実施しています。

本表彰制度は、他の団体が模範としくい壮大な規模の取組よりも、期間は短くても、地域の足元の諸課題に対し、各地のヒントとなり得る創意や工夫により、一定以上の成果が得られ、全国各地の地域づくり団体の指針やヒントとなり得る取組に注目して審査していることが特徴と言えます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響も3年を超え、対面交流の制限された御苦難の中、各地域におかれては、さまざまな御工夫がなされてきたことと存じ、その克服の取組にも注目しております。

このたび、第40回目となる「令和5年度 地域づくり表彰」の募集を開始致しますので、各団体等に宜しくお声がけいただき、ウイズコロナ、ポストコロナに向けた反転攻勢のヒントとなるような各地の取組を是非ご紹介を頂けますと幸いです。ご不明の点等あれば、文末事務局までお気軽にお問い合わせ下さい。

I. 表彰事業の諸元

1. 実施主体

主 催：国土交通省、全国地域づくり推進協議会、一般社団法人 国土計画協会
後 援：株式会社 日本政策投資銀行

2. 表彰の趣旨

創意と工夫を活かした地域づくりを通して、個性ある地域の整備・育成に注目すべき功績があった優良事例(取組、活動)を表彰し、広報することで、地域づくりの知恵の共有化を図る等により、地域づくり活動の活性化・推進を図るものです。

3. 表彰対象(応募資格)

創意工夫ある優れた地域づくり活動・取組。よって、応募する活動実施者の形態は問いません。
自治会、NPO、地方自治体(市区町村、都道府県)、民間企業、任意の法人、特定のプロジェクトの事務局、複数の主体からなる協議会・連絡会、学校、部活、個人等でも可能です。
ただし地方自治体の推薦書をもって、各都道府県を経由して応募される形となります。

4. 表彰の内訳： … (1)～(4)について1～2件、(5)について若干数。総数で8件程度。

- (1) **国土交通大臣賞**： 応募全体の中で最も優れた取組・活動
- (2) 全国地域づくり推進協議会会長賞： 身近な地域づくりの観点から特に優れた取組・活動
- (3) 国土計画協会賞： 関係人口づくり等、国土政策の推進の観点から、特に優れた取組・活動
- (4) 日本政策投資銀行賞： 観光や産品等、地域経済の活性化の観点から、特に優れた取組・活動
- (5) 審査員特別賞： 地域づくりについて注目する優れた取組・活動

II. 応募資料について

地方自治体(市町村、都道府県庁)が推薦書を作成、都道府県窓口を経由し、事務局(文末)にメール送付
自薦・推薦する活動がある場合は、ご地元の市町村、都道府県の地域づくり窓口にご相談ください。

地域づくりの取組・活動を行っている団体等からの聴き取り・資料等により、各市区町村・都道府県が「推薦書」を作成し、各都道府県の地域づくり担当部署で取りまとめの上、「地域づくり表彰」事務局あて、メールでご送付ください。

<応募資料>

(1)「推薦書」 A4 縦 x 全4頁 (エクセル形式) 様式は下記のサイトからダウンロードできます。

■国土交通省「地域づくり表彰」サイト

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000020.html

(2)参考資料 A4 縦相当で10頁以内(両面5枚以内)の PDF

様式自由= 補足の説明文、イベントの広報用チラシ、活動時の写真、地図、掲載記事、市町村報の該当部分をマジックで囲うなど、手間を掛けずに、「ありもの」で結構です

分量 = 審査の公平性と事務局の作業上、1応募「10頁以内(両面印刷で5枚以内)」厳守のこと

注記: 審査の対象は、(1)「推薦書」のみです。 (2)はあくまで参考資料として扱います。

様式に不備や不足があった場合、補足をお願いする場合があります

内容に不明な点等があった場合、問合せさせていただく場合があります

3. 応募の締切 (各都道府県から、事務局への締切り)

4月25日(火) 17:00 (表彰事務局必着)

(地方自治体内の決裁手続き等の関係で遅延する場合、事前に、事務局あてご相談下さい)

Ⅲ. 審査と表彰

1. 審査のスケジュール(令和5年) : ((3)以下は予定)

(1) 募集開始: 3月14日(火)

(2) 応募締切: 4月25日(火) 17:00 (表彰事務局必着)

(3) 事務局によるヒアリング等: 5~7月: 必要に応じ、事務局が追加ヒアリング、現地調査等
(調査対象となります応募団体等及び推薦自治体は調査等に宜しくご協力ください)

(4) 有識者による審査会: 8~9月 : 東京都千代田区の国土交通本省で開催予定
必要に応じ、リモート(あるいは対面)で取組団体等が審査委員に説明

2. 審査結果の開示

(1) 表彰対象の活動については、本年10月(予定)に記者発表いたします。

表彰の当落については、この発表をもって替えさせていただきます。

(2) 受賞活動は、本年10~12月に開催予定の表彰式において表彰されます。

(表彰式は、各受賞団体との調整により、東京都千代田区霞が関の国土交通省本省、あるいは各団体の希望地において開催いたします)

3. 審査の対象となる評価項目

(1)「活動の広がり」 活動が内部に留まらず、地域内あるいは地域外に広く展開されているか

(2)「持続可能性」 活動が一過性のものでなく、次につながるあるいは新たな取組につながるか

(3)「地域資源の活用ぶり」 歴史、文化、街並み、産品、まつり等、当地ならではの資源の活用ぶり

(4)「創意工夫」 活動の進め方、しくみ、サービス、取組形態、ビジネスモデル等の創意工夫

(5)「目に見える成果」 入込客数・売上等の定量的、あるいは、インパクト・露出先等の定性的なもの

(6)「その他のアピール点」 今まであるいは他の取組と異なる点、長所、課題の克服ぶり等

■推薦書の送付先・問合せ先 (「地域づくり表彰」事務局)

国土交通省 国土政策局 地方振興課 地域づくり活動推進官 渡部、係長 馬場

E-mail: watanabe-g2gm@mlit.go.jp および baba-k2sa@mlit.go.jp

電話 (代表) 03-5253-8111 (内線 29-584) (直通) 03-5253-8404

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

以上